

孝養ハイッグループホーム利用料金

厚生労働大臣が定める基準によります。当該認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とします。

(1) 基本料金

注：下記の料金は、介護保険負担割合が1割の方の料金になります。

負担割合が2割の方は、下記の料金の2倍の金額になります。

負担割合が3割の方は、下記の料金の3倍の金額になります。

①介護費

状態区分	1日当たりの自己負担分
要支援Ⅱ	745円
要介護1	749円
要介護2	784円
要介護3	808円
要介護4	824円
要介護5	840円

②医療連携体制加算 1日につき +39円

③初期加算 1日につき 30円

ア) 入所後30日間

イ) 30日を超えて入院し、退院した場合
30日間

※基本料金に加えて、下記について（対象となる場合）、加算して料金を頂戴致します。

【1】サービス提供体制強化加算（以下の要件に該当した場合。下記の①～③のいずれかひとつのみ加算）

①当施設の介護職員の総数に占める介護福祉士の資格を有する職員の割合が60%以上の場合 +18円

②当施設の介護職員の総数に占める介護福祉士の資格を有する職員の割合が50%以上の場合 +12円

③当施設の看護職員と介護職員の総数に占める常勤職員の割合が75%以上の場合 +6円

④当施設のサービスを提供する職員（介護職員・看護職員）の総数に占める勤続年数が3年以上の職員の割合が30%以上の場合 +6円

【2】退居時相談援助加算 退居にあたって、在宅で生活するために相談援助を行った場合 +400円
(1回のみ)

【3】若年性認知症利用者受入加算 若年性認知症利用者の方が、サービスを利用された場合 +120円

【4】看取り介護加算 当事業所で看取り介護を行った後お亡くなりになられた場合
(要支援2の方は対象となりません)

①お亡くなりになった日以前4日以上30日以下まで +144円

②お亡くなりになった日の前日及び前々日 +680円

③お亡くなりになった日 +1,280円

【5】入院時の加算

入院時加算として1カ月に6日を限度として、1日につき246円を負担して頂きます。

(ただし、入院の初日及び最終日を除きます)

【6】介護職員処遇改善加算 : 基本料金に上記加算を加えた料金の 11.1%

【7】介護職員等特定処遇改善加算 : " 料金の 2.3%

(2) その他の料金

① 給食費 1日当たり 900円

② 光熱水費 1日当たり 440円

③ 家賃分 1日当たり 1,000円

④ その他の料金 レクリエーション、行事等材料費他実費相当